

宇佐市空き家活用型起業支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 26 日

告示第 67 号

改正 平成 29 年 3 月 3 日告示第 34 号 平成 29 年 6 月 28 日告示第 136 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家の活用により本市に根付き起業を目指す人材の育成を図るため、市内で空き家又は空き店舗を購入し又は借り受けた者が起業するのに要する経費の一部を補助する宇佐市空き家活用型起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宇佐市補助金等交付規則（平成 17 年宇佐市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 宇佐市空き家情報提供事業（以下「空き家情報提供事業」という。）に登録した物件又は過去に登録したことのある物件をいう。
- (2) 空き店舗 商業活動又は事務所の用に供されていた施設で、現に利用されていないものをいう。
- (3) 周辺地域 宇佐市安心院町及び宇佐市院内町の全区域並びに宇佐市麻生地区、西馬城地区、和間地区、長峰地区、横山地区、天津地区、北馬城地区、高家地区、八幡地区、糸口地区及び封戸地区の 11 区域をいう。
- (4) UI ターン者 現に市内に住所を有していない者又は市内に住所を有して 5 年経過しない者で、空き家情報提供事業の利用希望者登録しているもの又は過去に登録したことのあるものをいう。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる大分県が認定する宇佐市内の研修施設及び先進農家又は先進農業法人での研修や「地域おこし協力隊」等、市長が別に認める活動期間については、その期間を除外する。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日（以下「申請日」）において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 宇佐市に根づく起業を目指す者であること。
- (2) 宇佐市内の周辺地域にある空き家又は空き店舗を購入し又は借り受けた UI ターン者であること。
- (3) 転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入でないことを確認できること。
- (4) 空き家又は空き店舗を借り受けて事業を実施する場合は、その事業に対する空き家又は空き店舗の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄が確認できること。
- (5) 所有者等と 3 親等以内の親族でないことを確認できること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないことを確認できること。
- (7) この補助金の交付を受けてから 5 年以上宇佐市に定住し事業を継続することを確認できること。
- (8) 事業が適切に履行されたことを書類によって確認できること。
- (9) 建築基準法など各種関係法令を遵守して店舗等の改修を行うこと。

(10) 市区町村民税等の滞納がない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、補助対象者が購入し又は借り受けた周辺地域の空き家又は空き店舗を利用して起業するために実施する増改築又は事業に付帯する設備、備品等の整備を行う事業であって、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内とする。ただし、1件当たりの補助金は50万円（県外からの移住予定者又は県外から移住後1年未満の者については100万円）を限度額とする。

2 補助金は、同一の世帯に対して1回に限り交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市空き家活用型起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、宇佐市空き家活用型起業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、宇佐市空き家活用型起業支援事業補助金変更・中止申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助金の交付の対象となる事業が完了したときは、速やかに宇佐市空き家活用型起業支援事業補助金完了報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、完了検査の終了後、直ちに宇佐市空き家活用型起業支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長に補助金を請求しなければならない。

(交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
 - (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から3年を経過した場合においては、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成29年3月3日告示第34号)

この告示は、平成29年6月28日から施行する。